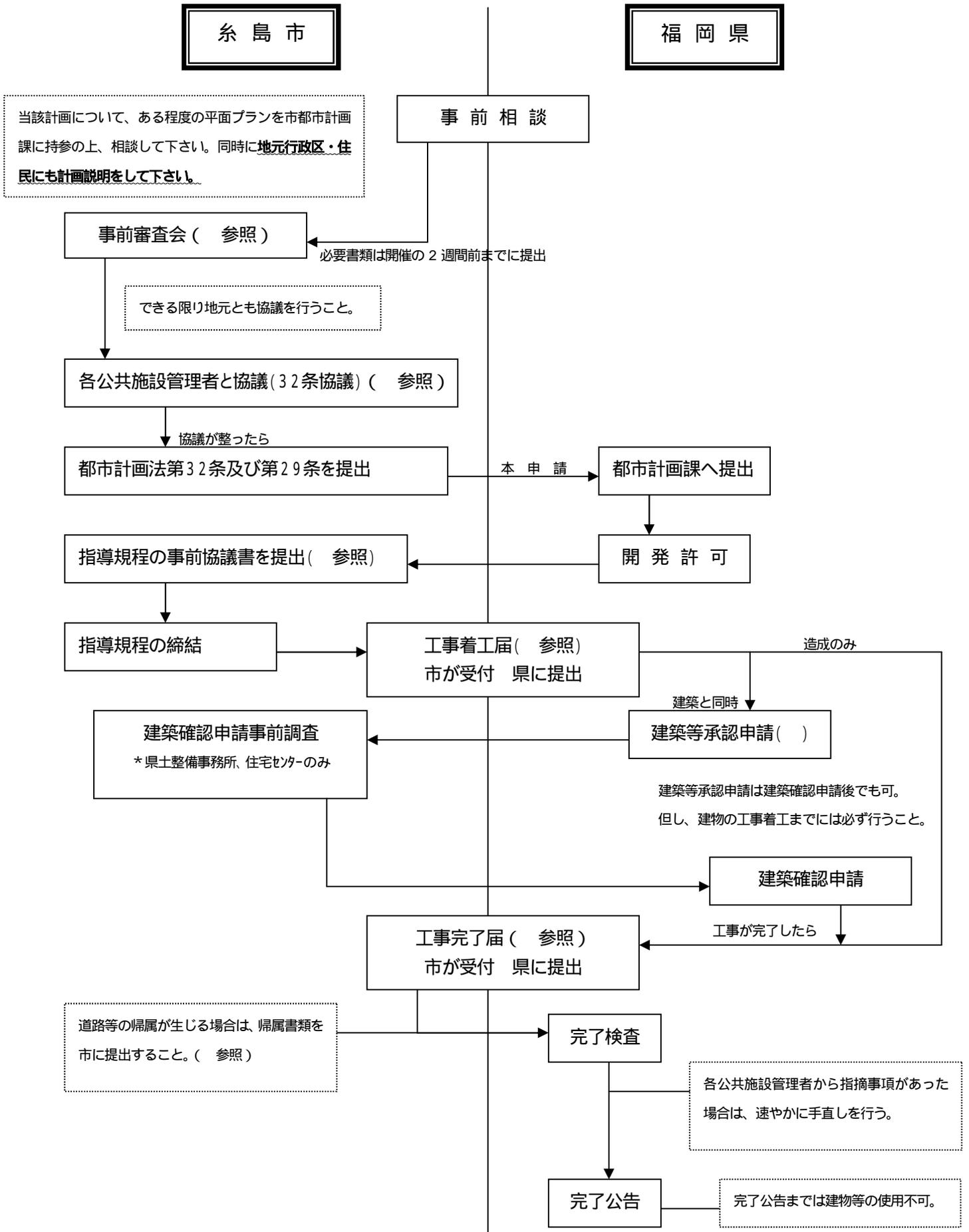


開発・指導規程手続きフロー

県の開発に該当する場合(市街化区域における 1,000 m²以上の開発行為等)



開発・指導規程に関する提出図書について

・事前審査会(21部)*開催日の2週間前までに提出

事前説明願	給水計画平面図
位置図(1/2500等)	造成計画平面図・縦横断面図
字図(市税務課で購入可)	構造断面図(側溝・土留め擁壁、道路構造等)
敷地現況平面図・縦横断面図	建築平面図・立面図
土地利用計画平面図(配置図)	その他必要に応じて
排水(雨水、汚水、生活雑排水)計画平面図	
～ に関しては一枚にまとめてよい。	

・32条協議を行なう関係各課(10課～)

・建設課(道路、交通安全設備等) ・農林水産課(排水路関係) ・水道課(上水道) ・下水道課(下水道)
・業務課(上下水道料金関係) ・生活環境課(ゴミ置場) ・危機管理課(防災・防犯)
・文化課(埋蔵文化財関係) ・警防課(消防水利) ・地域振興課(行政区)
・その他必要に応じて施設管理課(公園)、県土整備事務所、国道事務所等
添付資料は **事前審査会**を参照のこと(必要に応じて ~ を添付すること)

・糸島市開発指導規程事前協議書(2部作成して、都市計画課に提出)

事前協議書	字図(市税務課で購入可)
協定書(申請者の氏名、押印要)	求積図
事業計画概要書	敷地現況平面図・縦横断面図
32条協議書	土地利用計画平面図(配置図)
位置図(1/2500等)	建築平面図・立面図
～ に関しては一枚にまとめてよい。	

・埋蔵文化財に関する手続き

・文化課

・農地転用に関する手続き

・農業委員会(地目が田や畑など農地の場合)

・屋外広告物に関する手続き(建設課)

表示面積が15㎡以内の自己所有地内に設置する広告物以外のものは許可が必要になります。

・中高層建築物の建築に関する指導規程(都市計画課)

用途地域や地区計画区域内の高さが10mを超える建築物のみ該当。
近隣説明の報告書等を都市計画課に一部提出。

・工事着工届(開発工事前に都市計画課に1部提出)

・工事完了届(関係各課分および都市計画課分の部数を都市計画課に提出)

工事完了届(新に公共施設の発生等で新しく地番ができた場合は、その地番を明示)
位置図
字図(新に公共施設の発生等で新しく地番ができた場合は、その記載があるもの)
完成平面図(給排水関係も明示)
工事工程写真、竣工写真
のみ、1部提出でよい。

・帰属書類の提出(公共施設の帰属が発生する場合は、～を都市計画課に提出。)

登記原因証明情報兼承諾書・・・2部	印鑑証明・・・1部	土地謄本・・・1部
資格証明証(法人の場合)・・・1部	測量図・・・1部	

抵当権、借地権などの権利は抹消のこと。